

令和3年4月18日

第2地区自治連自治会会長各位  
CC:第2地区自治連現・新役員候補者各位

宝塚市第2地区自治会連合会  
会長 光村正生

**2021年度 宝塚市第2地区自治会連合会定例総会の開催（書面表決）について（緊急通知）**

日頃から、自治会活動にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、第2地区自治会連合会の定例総会を4月24日に予定しておりましたが、本日、市の取り組みがまん延等重点措置対象区域となりましたので、対面式を書面表決形式に変更させていただきます。

つきましては、別送「定例総会議案書」をご確認のうえ、本紙キリトリ線以下の**書面表決書にご署名及び報告第1号～議案第4号への賛否をご記入**のうえ、お手数ですが、**令和3年4月26日(月)(必着)迄**に、同封の返信用封筒でご提出ください。

議題の賛否につきましては、ご提出いただいた書面表決書のうち、賛成が過半数を超えた場合に承認又は議決とさせていただきます。何とぞご理解のほど、よろしく申し上げます。なお、令和3年3月30日(火)に開催しました第12回役員会において、各議題については審議済みであることを申し添えます。

【 問い合わせ先  
会長 光村正生  
電話番号 090-7870-4196 】

----- キリトリ線 -----

**書 面 表 決 書**

令和3年4月 日

自治会名

住所

氏名（自署名）

私は、2020年度宝塚市第2地区自治会連合会定例総会における下記議題について、次のとおり表決します。

議題番号	議 題	賛 成	反 対
報告第1号	2020年度事業報告について		
報告第2号	2020年度会計収支決算報告について		
報告第3号	2020年度会計収支監査報告について	———	———
議案第1号	2021年度規約一部改正(案)について		
議案第2号	2021年度役員改選の承認(案)について		
議案第3号	2021年度事業計画(案)について		
議案第4号	2021年度会計収支予算(案)について		

【意見】（※ご意見がありましたらお書きください。）

- (注) 1. 各議題について、「賛成」・「反対」いずれかに○印で表示してください。  
2. 「賛成」・「反対」の両方に○印がある場合および両方に○印がない場合には、その議題について賛成とみなします。



# 2021年度 定例総会議案書

## 《 書 面 表 決 》

### ～ 議 題 ～

- (1) 報告第1号 2020年度事業報告について…………… 1～2頁
- (2) 報告第2号 2020年度会計収支決算報告について…………… 3頁
- (3) 報告第3号 2020年度会計収支監査報告について…………… 3頁
- (4) 議案第1号 2021年度規約一部改正(案)について… 4～8頁
- (5) 議案第2号 2021年度役員改選の承認(案)について…………… 9頁
- (6) 議案第3年度号 2021年度事業計画(案)について…………… 10頁
- (7) 議案第4号 2021年度会計収支予算(案)について…………… 11頁

参考資料 宝塚市第2地区自治会連合会規約…………… 12～14頁  
宝塚市第2地区自治会連合会弔慰給付規程…………… 15頁

令和3年4月26日(月)

宝塚市第2地区自治会連合会

## 2020年度事業報告

自 2020年4月1日～至 2021年3月31日

日付	行 事	場 所	事 業 内 容
2020年 4月25日	2020年度定例総会	書面表決	報告3件、議案件の審議・承認
5月27日	第1回役員会	逆瀬川都市開発会議室	総会承認事業の確認
6月9日	第2回役員会	〃	9月研修会案の検討
7月14日	第3回役員会	〃	9月研修会詳細決定
8月7日	第4回役員会	〃	9月研修会の反省
9月5日	第1回研修会	宝塚市中央公民館	第1回研修会開催 3頁参考
9月8日	第5回役員会	逆瀬川都市開発会議室	11月研修会の準備
10月13日	第6回役員会	〃	11月の研修会テーマの案検討
11月10日	第7回役員会	〃	第2回研修会のテーマ決定
11月14日	第2回研修会	宝塚市中央公民館	第2回研修会開催 3頁参考
12月5日	第8回役員会	逆瀬川都市開発会議室	第3回研修会開催検討
2021年 1月12日	第9回役員会	〃	2地区自治連規約改正検討開始
2月4日	第10回役員会	書面表決にて実施	第3回研修会開催検討
3月9日	第11回役員会	逆瀬川都市開発会議室	第10回書面表決結果報告 及び4月定例総会準備
3月30日	第12回役員会	〃	4月定例総会議案決定
4月24日	2021年度定例総会	宝塚市中央公民館	定例総会開催

## ※ 参 考

### 報告第 1 号に関する事業報告・研修会の報告

#### 第 1 回研修会（令和 2 年 9 月 5 日実施）

テーマ：① 新自治会長を対象にした「自治に対する研修会」

資料：「自治会運営の手引き」と「自治会運営に関する要点」を配布。

- ・自治会とは
- ・自治会の主な活動・機能
- ・自治会長の主な役割
- ・自治会連合会の組織

を説明、その中で単位自治会のあり方を考察した。

② 「宝塚市財政の現状」を講演

資料「宝塚市行財政の現況」を配布

- ・市道などの老朽化率は 9 割近く、小学校の 7 割が築後 40 年以上
- インフラや教育環境は悪化の一途
- ・今後 5 年の財政見通しは 65 億円の財源不足

を説明、危機的状況にあると分析、講演を行った。

#### 第 2 回研修会（令和 2 年 11 月 14 日実施）

テーマ：① 人権講座「老いて一人で生きられますか」を講演

”老い“は平等に訪れるもの。今「人生 100 年時代」と言われるように長命になり、全員が一人で誰の助けも借りることなく生き抜ければ良いのですが、どう向き合っていけばよいかにつき、講演を通じ学ぶ機会を持った。

② 「宝塚市クリーンセンターの新ごみ処理設備の問題点」を講演

宝塚クリーンセンターのごみ焼却設備は建設以来 32 年が経過、さらに新設備の建設が 2 年遅れとなっている。また新設備予算が当初より膨れ上がっており、市民にとって深刻な状況に直面している点詳細を講演した。

## 報告第2号

## 2020年度会計収支決算書

自2020年4月1日～至2021年3月31日

単位：円

収入の部		支出の部	
前年度繰越金	541,160	会場費	34,200
第2地区会費(注1)	98,000	通信費	22,746
宝塚市人権教育助成金	10,000	事務用品費	12,615
自治連地区研修費収入	30,000	印刷コピー代	12,590
公民館より返金(注2)	1,600	交通費	4,011
預金利息	4	会議費	2,634
(2020年度純収入)	(139,604)	人権講話謝金	15,000
		人権手帳(注3)	36,212
		その他	2,010
		小計	142,018
		次年度繰越金(注4)	538,746
合計	680,764	合計	680,764

(注1) 31自治会会費納入分(@4千円=2自治会、@3千円=30自治会)。

(注2) 2020年度定例総会は、コロナ禍により書面表決に変更。会場キャンセル料の返金。

(注3) 2020年11月14日、第2地区自治会連合会「環境・人権研修会」、開催時の人権啓発推進記念手帳40冊印刷・配布(@905.3円/冊)。

(注4) 680,764円 — 142,018円 = 538,746円  
 (2020年度収入総額) (2020年度支出総額) (2021年度への繰越金)

## 報告第3号

## 2020年度会計収支監査報告書

監査の結果、適正であったことを確認いたしました。

2021年4月1日

会計監査 前田 潔 印

宝塚市第2地区自治会連合会規約（案）

前文

本会は、会議に始まり宝塚市民憲章を心に持ち、合言葉にして唱和します。

本会は、宝塚市まちづくり基本条例にてらし、地域に責任を持ち、会員自らの手によって協働のまちづくりに参加します。

（名称並びに所在）

第1条 本会は、宝塚市第2地区自治会連合会と称し、事務所を会長宅に置く。

（組織）

第2条 本会は、市内の第2地区に所属する自治会をもって組織する。

（目的）

第3条 本会は、宝塚市第2地区市民の福祉増進と自治会相互の親睦と連携並びに振興を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次のことがらを行う。

- (1) 宝塚市第2地区自治会連合会の行う事業及び事務の連絡
- (2) 宝塚市自治会連合会との連絡
- (3) その他目的達成に必要な事項

（会議）

第5条 本会の会議は、定例総会、臨時総会並びに役員会とし、会長が招集する。

（招集）

第6条 定例総会は、毎年1回年度終了後3か月以内に招集されるものとし、臨時総会並びに役員会は、会長が必要と認めた時に招集されるものとする。ただし、会員の1/3以上の請求がある場合は、会長は臨時総会を招集しなければならないものとする。

（総会）

第7条 総会は、本会の最高の決議機関であって、自治会長全員でもって構成する。

なお、総会を始めとする第2地区自治会連合会のさまざまな会合は、自治会長に拘らない単位自治会の役員をもって構成することができる。

（議長）

第8条 総会の議長は、総会において出席した会員の互選により選任し議事を処理する。

2 役員会は、会長が議長となって議事を処理する。

（定足数等）

第9条 総会及び役員会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議をひらくことができない。

- 2 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状を提出することで、

出席したものとみなし、議決権を有する。

(総会審議事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに予算
- (2) 事業報告並びに決算
- (3) 役員の選任
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要と認められる事項

(役員会審議事項)

第11条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) その他本会運営に必要な事項

(役員及び役員会)

第12条 本会の本部役員は、会長1名、副会長1名、理事1名、会計1名、書記1名、会計監査1名とする。地区役員は地区副会長を含め、10名程度とする。役員会は、本部役員と地区役員で構成する。

(本部役員の選任)

第13条 本部役員は、地域の実情を勘案し、原則として宝塚第一小学校区2名、他の小学校区各1名を自治会長または、単位自治会の役員の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 会長、副会長、理事、書記、会計、会計監査は、本部役員で互選し、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。

(地区役員の選任)

第14条 地区役員は、各校区内自治会長または、単位自治会の役員の中から自薦、他薦を問わず立候補を認め、役員会で検討の上、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。

(本部役員の業務)

第15条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、本会の運営を図る。
- 4 会計は、本会の経理をする。
- 5 会計監査は、本会の経理を監査する。
- 6 本部役員(会計監査を除く)は宝塚市自治会連合会の理事として参画する。

(地区役員の業務)

第16条 地区役員は、本部役員の補佐及び本部組織の総務部会、環境保健衛生部会、教育文化部会、等の業務に参画する。

(任期)

第17条 役員の任期は、1期(2年)とし、再任を妨げない。

ただし、連続2期(4年)までとする。

2 補欠選任により役員となった者の任期は、前役員の残任期間とする。

3 宝塚市自治会連合会会長職を担う場合は上項を適用しない。

(顧問又は相談役)

第18条 本会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問又は相談役は、役員会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問又は相談役は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

(経理)

第19条 本会の経費は、会員並びに寄付金をもって充てる。

2 会費は各自治会の世帯数により、年額1自治会あたり次のとおりとする。

(1) 500世帯以下は 3,000円

(2) 1,000世帯以下は 4,000円

(3) 1,000世帯を超えれば 5,000円

3 役員の交通費、通信費等の年間渡切費用として、次の手当を支給する。

(1) 会長 8,000円

(2) 本部役員 5,000円

(3) 地区役員 3,000円

4 前項の規定にかかわらず、個別の遠距離交通費等は、役員会に諮り実費支給することができる。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第21条 この規約に定めるものの他、本会運営に必要な事項は役員会の議決を経て会長が定める。

付則

1 この規約は、平成8年4月25日から施行する。

2 この規約は、平成14年4月26日から施行する。

3 この規約は、平成15年4月23日から施行する。

4 この規約は、平成24年4月28日から施行する。

5 この規約は、平成26年4月26日から施行する。

6 この規約は、平成27年4月25日から施行する。

7 この規約は、平成28年4月30日から施行する。

8 この規約は、令和3年4月26日から施行する。



(参考)

## 宝塚市第2地区自治会連合会規約一部改正(案)

《改正箇所=太字下線》

1/2

改正前	改正後	改正の理由
<p><u>(総会)</u> 第7条 総会は、本会の最高の決議機関であって、自治会長全員でもって構成する。 なお、総会を始めとする第2地区自治会連合会のさまざまな会合は<u>自治会長または、自治会長の委任を得た代理人</u>をもって構成することができる。</p>	<p><u>(総会及びその他すべての会合)</u> 第7条 総会は、本会の最高の議決機関であって、自治会長全員でもって構成する。 なお、総会を始めとする第2地区自治会連合会のさまざまな会合は、<u>自治会長に拘らない単位自治会の役員</u>をもって構成することができる。</p>	代理人は、自治会総会で審議・承認の確認がとれないので、総会議案書で選任される役員とする文言に置き換える。
<p>(定足数等) 第9条 (略) 2 (略)</p>	<p>(定足数等) 第9条 (略) 2 (略) <u>3 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、委任状を提出することで、出席したもののみならず、議決権を有する。</u></p>	総会における会員の委任状提出で、出席とみなす。 また、委任状で議決権を有することを追加する。
<p>(本部役員の選任) 第13条 本部役員は、地域の実情を勘案し、原則として宝塚第一小学校区2名、他の小学校区各1名を自治会<u>長</u>の中から選出し、総会の承認を得るものとする。 2 (略)</p>	<p>(本部役員の選任) 第13条 本部役員は、地域の実情を勘案し、原則として宝塚第一小学校区2名、他の小学校区各1名を自治会<u>長または、単位自治会の役員</u>の中から選出し、総会の承認を得るものとする。 2 (略)</p>	第7条で自治会長に拘らない、役員が明示されたことにより、それを追加する。
<p>(地区役員の選任) 第14条 地区役員は、各校区内自治会<u>長</u>の中から自薦、他薦を問わず立候補を認め、役員会で検討の上、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。</p>	<p>(地区役員の選任) 第14条 地区役員は、各校区内自治会<u>長または、単位自治会の役員</u>の中から自薦、他薦を問わず立候補を認め、役員会で検討の上、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。</p>	第7条で自治会長に拘らない、役員が明示されたことにより、それを追加する。
<p>(地区役員の業務) 第16条 地区役員は、本部役員の補佐及び本部組織の総務<u>局</u>、環境衛生部会、教育文化部会、<u>健康福祉部会、防災防犯部会</u>等の業務に参画する。</p>	<p>(地区役員の業務) 第16条 地区役員は、本部役員の補佐及び本部組織の総務<u>部会</u>、環境<u>保健</u>衛生部会、教育文化部会<u>等</u>の業務に参画する。</p>	宝塚市自治会連合会の規約第25条は、平成28年5月26日に改正され、総務局は総務部会に変更され、健康福祉部会、防災防犯部会が削除されている。

改正前	改正後	改正の理由
<p>(任期) 第17条 役員の任期は、<u>満2年とする。ただし、再任を妨げない。</u> 2 (略)</p>	<p>(任期) 第17条 役員の任期は、<u>1期(2年)とし、再任を妨げない。ただし、連続2期(4年)までとする。</u> 2 (略) <u>3 宝塚市自治会連合会会長職を担う場合は上項を適用しない。</u></p>	<p>役員の任期がなかったので、自治会活動のマンネリ化を招き、組織の活性化に向けて、役員のローテーションを図り、有期として改正する。</p>
<p>(経理) 第19条 (略) 2 (略)</p>	<p>(経理) 第19条 (略) 2 (略) <u>3 役員の交通費、通信費等の年間渡切費用として、次の手当てを支給する。</u> (1) <u>会長 8,000円</u> (2) <u>本部役員 5,000円</u> (3) <u>地区役員 3,000円</u> <u>4 前項の規定にかかわらず、個別の遠距離交通費等は、役員会に諮り実費支給することができる。</u></p>	<p>いままで自治会活動にかかわる費用(交通費、通信費等)が、役員の自己負担となっていたが、年間かなりの費用負担額となるので、条文を追加する。 また、遠距離交通費等の実費支給を明文化する。</p>

## 議案第2号

## 2021年度役員改選の承認について

## 2021年度役員立候補者（案）

役職名	氏名	自治会	小学校区
会長・本部役員	光村 正生	阪急青葉台自治会	逆瀬台小学校区
副会長・本部役員	清水 光雄	千種自治会	西山小学校区
副会長 会計・本部役員	山本 敏晴	寿楽荘自治会	宝塚第一小学校区
書記・本部役員	大迫 規子	阪急逆瀬台アヴェルデ自治会	逆瀬台小学校区
— 本部役員	中村 一雄	逆瀬台2丁目自治会	〃
総務・地区役員	荒川 芳郎	武庫山1丁目自治会	宝塚第一小学校区
総務・地区役員	千秋 良雄	逆瀬川マンション自治会	逆瀬台小学校区
人権・地区役員	今村 誠	武庫山1丁目自治会	宝塚第一小学校区
人権・地区役員	中川 絢子	阪急逆瀬台アヴェルデ自治会	逆瀬台小学校区
渉外・地区役員	大澤 喜弘	逆瀬台自治会	〃
会計監査	前田 潔	宝塚自治会	宝塚第一小学校区

議案第3号

2021年度事業計画書（案）

自2021年4月1日～至2022年3月31日

事業名	期日	場所
総会	4月	宝塚市立中央公民館
役員会	随時	逆瀬川都市開発(株)会議室
単位自治会長研修会	5月	宝塚市立中央公民館
環境研修会	随時	〃
人権問題研修会	随時	〃
地区研修会	随時	〃
自治会・マンション加入促進	随時	地区内単位自治会・マンション

## 議案第3号

## 2021年度会計収支予算書（案）

自 2021年4月1日～至2022年3月31日

単位：円

収入の部		支出の部		備考
前年度繰越金	538,746	会場費	35,000	収入：2020年度からの繰越金 支出：会場費＝公民館使用料他
第2地区会費 (注1)	101,000	通信費	23,000	支出：通信費＝切手、ハガキ代
地区研修助成金	30,000	事務用品費	13,000	収入：市自治連地区研修助成金
宝同協人権	10,000	印刷コピー代	13,000	収入：宝塚市人権教育助成金
預金利息	4	人権手帳	37,000	
(2020年度純収入)	(141,004)	雑費	100,000	人権活動費及び総会費用
		小計	221,000	
		予備費	458,750	
合計	679,750	合計	679,750	

(注1) 33自治会会費：1,000～501世帯@4千円＝2自治会 500世帯以下@3千円＝31自治会

## 宝塚市第2地区自治会連合会規約

### 前文

本会は、会議に始まり宝塚市民憲章を心に持ち、合言葉にして唱和します。

本会は、宝塚市まちづくり基本条例にてらし、地域に責任を持ち、会員自らの手によって協働のまちづくりに参加します。

(名称並びに所在)

第1条 本会は、宝塚市第2地区自治会連合会と称し、事務所を会長宅に置く。

(組織)

第2条 本会は、市内の第2地区に所属する自治会をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、宝塚市第2地区市民の福祉増進と自治会相互の親睦と連携並びに振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次のことを行う。

- (1) 宝塚市第2地区自治会連合会の行う事業及び事務の連絡
- (2) 宝塚市自治会連合会との連絡
- (3) その他目的達成に必要な事項

(会議)

第5条 本会の会議は、定例総会、臨時総会並びに役員会とし、会長が招集する。

(招集)

第6条 定例総会は、毎年1回年度終了後3か月以内に招集されるものとし、臨時総会並びに役員会は、会長が必要と認めた時に招集されるものとする。ただし、会員の1/3以上の請求がある場合は、会長は臨時総会を招集しなければならないものとする。

(総会)

第7条 総会は、本会の最高の決議機関であって、自治会長全員でもって構成する。

なお、総会を始めとする第2地区自治会連合会のさまざまな会合は自治会長または、自治会長の委任を得た代理人をもって構成することができる。

(議長)

第8条 総会の議長は、総会において出席した会員の互選により選任し議事を処理する。

- 2 役員会は、会長が議長となって議事を処理する。

(定足数等)

第9条 総会及び役員会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議をひらくことができない。

- 2 議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会審議事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画並びに予算
- (2) 事業報告並びに決算
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要と認められる事項

(役員会審議事項)

第11条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総会に提案する事項
- (2) その他本会運営に必要な事項

(役員及び役員会)

第12条 本会の本部役員は、会長1名、副会長1名、理事1名、会計1名、書記1名、会計監査1名とする。地区役員は地区副会長を含め、10名程度とする。役員会は、本部役員と地区役員で構成する。

(本部役員を選任)

第13条 本部役員は、地域の実情を勘案し、原則として宝塚第一小学校区2名、他の小学校区各1名を自治会長の中から選出し、総会の承認を得るものとする。

- 2 会長、副会長、理事、書記、会計、会計監査は、本部役員で互選し、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。

(地区役員を選任)

第14条 地区役員は、各校区内自治会長の中から自薦、他薦を問わず立候補を認め、役員会で検討の上、総会の承認を得るものとする。但し、年度途中の場合は、役員会で検討の上、承認することができる。

(本部役員の業務)

第15条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 3 理事は、本会の運営を図る。
- 4 会計は、本会の経理をする。
- 5 会計監査は、本会の経理を監査する。
- 6 本部役員(会計監査を除く)は宝塚市自治会連合会の理事として参画する。

(地区役員の業務)

第16条 地区役員は、本部役員の補佐及び本部組織の総務局、環境衛生部会、教育文化部会、健康福祉部会、防災防犯部会等の業務に参画する。

(任期)

第17条 役員の任期は、満2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠選任により役員となった者の任期は、前役員の残任期間とする。

(顧問又は相談役)

第18条 本会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問又は相談役は、役員会に諮り、会長が委嘱する。

3 顧問又は相談役は、会長の要請により会議に出席し、意見を述べることができる。

(経理)

第19条 本会の経費は、会員並びに寄付金をもって充てる。

2 会費は各自治会の世帯数により、年額1自治会あたり次のとおりとする。

(1) 500世帯以下は 3,000円

(2) 1,000世帯以下は 4,000円

(3) 1,000世帯を超えれば 5,000円

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第21条 この規約に定めるものの他、本会運営に必要な事項は役員会の議決を経て会長が定める。

付則

1 この規約は、平成8年4月25日から施行する。

2 この規約は、平成14年4月26日から施行する。

3 この規約は、平成15年4月23日から施行する。

4 この規約は、平成24年4月28日から施行する。

5 この規約は、平成26年4月26日から施行する。

6 この規約は、平成27年4月25日から施行する。

7 この規約は、平成28年4月30日から施行する。



## 宝塚市第2地区自治会連合会弔慰給付規程

第1条 この規程は、宝塚市第2地区自治会連合会として弔慰給付を行う範囲及び基準を定めることを目的とする。

第2条 給付の対象は、宝塚市自治会連合会に加盟している自治会長のみとする。

第3条 次の各号に該当するときは、それぞれの基準によって給付する。

- (1) 傷病のため、1ヶ月以上入院されたとき 5,000円
- (2) 死亡されたとき 10,000円と供花一基

第4条 前条の規定にかかわらず会長が必要と認めたときは、弔慰給付を行うことができる。

付則

- 1 この規程は、平成8年4月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年4月30日から施行する。